**第１４回みのかも市民まつりイベント出演者募集要項**

|  |  |
| --- | --- |
| １．趣旨 | 　美濃加茂市の商工業及び農林業の活性化と市民の癒しと憩いを目的に開催するみのかも市民まつり（以下「まつり」という。）の場を利用して、啓発活動、日頃の活動報告や活動PRを希望するイベント出演者の募集を行います。 |
| ２．場所 | 〇出演場所は、ぎふ清流里山公園内「どんぐり広場」、その他みのかも市民まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた場所とします。出演場所の割り振りは、内容・グループ人数などに応じて実行委員会で決定します。 |
| ３．日時 | 〇出演　令和７年１１月　８日（土）午前９時から午後３時まで〃　　〃　　９日（日）午前９時から午後３時まで※１ステージ３０分程度 |
| ４．出演者数、出演時間 | 出演者については、実行委員で決定します。出演者数は、イベントの内容に応じて実行委員会で決定します。出演時間帯については、出演者と協議し実行委員会で決定します。 |
| ５．貸出備品等 | ぎふ清流里山公園備品を１ステージあたり次の備品を無料で貸し出します。* マイク（スタンド付）２本
* 音響１セット

※出演者の決定後に打ち合わせを行います。 |
| ６．経費の負担 | 出演に要する経費は出演者の負担とします。※なお、天候等により急きょ中止となる場合がございます。その場合の補償は行いませんので、あらかじめご了承ください。 |
| ７．出演者の選定基準 | 　次の各号に揚げる事項を基準として実行委員会において審査し、適当と認められる者を選定します。(1) 美濃加茂市内に拠点を有し、そこで日常的に活動を行っていること。(2) 営利を目的としないこと。(3) 個人の宣伝活動を行わないこと。(4) 公共性が認められること。(5) その他実行委員会が特に必要と認めた方 |
| ８．出演申請及び変更届 | (1) 出演を申請される方は、令和７年８月２９日（金）までに次の書類をぎふ清流里山公園へ提出してください。* 1. 出演申請書（様式３）、②誓約書（様式７）

(2) 出演は２日間でもよいこととします。　(3) 申請書提出後、内容に変更が生じた場合は、変更届（様式４）を提出してください。 |
| ９．出演許可証の交付 | 実行委員会は、出演申請書の内容を審査し、適正であると認めた方について「出演許可証」を交付します。 |
| 10.準備及び後片付け | (1) 出演準備は、出演時間の１時間前には行ってください。(2) 着替え等による控え室が必要の場合は、ぎふ清流里山公園施設等を利用できますが、事前打ち合わせが必要となります。(3) 当日午前８時３０分から午後５時までの公園内への車両の乗り込みは禁止とします。(4) 後片付けは、出演終了後に速やかに行ってください。 |
| 11.禁止事項 | 　出演される方は、次に揚げる行為を禁止します。(1) 出演者の権利を第三者に譲渡又は転貸し、若しくは管理運営を委託すること。(2) 指定された場所以外で活動すること。　(3) 観覧者が不快と感じる行為(4) 販売・宣伝行為　(5) その他まつり運営に支障があるような行為 |
| 12.遵守事項 | 　出演される方は、次の事項を遵守してください。(1) 会場及びその周辺清掃は、出演者の責任のもとに行い、発生したごみは各自で持ち帰り処分し、常に環境美化に努めること。(2) その他まつりの運営に関し実行委員会の指示に従うこと。 |
| 13.事故等の処理 | 　次のような場合には、直ちに関係機関及び実行委員会に連絡するとともに、その指示に従い処理してください。(1) 火災及び盗難が発生したとき。(2) 不審者若しくは不審物を発見したとき。(3) その他事故が発生したとき。 |
| 14.出演の拒否及び許可の解除 | 　以下の項目に該当する方は、出演を申請することができません。また、申請後、あるいは許可後に以下の項目に該当すると判明した場合、実行委員会は、何ら勧告も要することなく出演を取り消すことができるものとします。(1) 美濃加茂市契約等における暴力団等排除措置要網別表の措置要件に該当する場合(2) 政党その他政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの(3) 宗教団体による布教活動等を目的とするもの(4) 関係法令等に違反したとき(5) 備品使用料を指定された期日までに納付しなかったとき(6) その他実行委員会が不適当と認めたとき |
| 15.関係機関への意見聴取 | 　出演者選定の際、実行委員会は、申請される方又はその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとします。 |
| 16.損害賠償 | 　出演される方は、会場の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとします。 |
| １７.中止条件 | 以下の場合は開催を中止する。１．県営公園臨時閉園基準に達したとき・美濃加茂市において、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報が発表された場合・美濃加茂市において、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報が発令された場合・美濃加茂市において、12時間以内に「台風の暴風域に入る確率60％以上」と発表された場合・美濃加茂市山之上地区において、避難指示が発令された場合・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合・局地的豪雨等における閉園基準を満たす場合・可茂土木事務所長の判断により臨時閉園を実施する場合(1)園内または隣接地で災害（火災含む）が発生した場合(2)その他所管土木事務所長が臨時閉園する必要があると認めた場合（例：管内での震度４以上の地震、大雪等による閉園、岐阜県災害対策支部の設置、危害を及ぼす鳥獣等）２．風速が10m/s以上の場合３．その他実行委員会が開催を中止する必要があると判断した場合 |